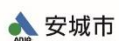


認可地縁団体の手引き



安城市

令和3年4月1日



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

目次

1. はじめに	p. 1
2. 法人化のメリット・デメリット	p. 2
3. 申請できる団体	p. 3
4. 認可の要件	p. 4
5. 認可地縁団体認可手続きの流れ	p. 5
6. 認可申請時の必要書類	p. 6
7. 認可について	p. 7
8. 認可後の地縁団体について	p. 8
9. 印鑑登録・印鑑登録証明書の発行・認可地縁団体証明書の発行について	p. 9
10. 認可地縁団体に係る各種税金について	p. 10
11. 登記手続きについて	p. 12
12. 告示事項変更手続き	p. 12
13. 規約変更手続き	p. 13
14. 認可の取り消しと解散	p. 14
15. 手続き窓口の連絡先一覧	p. 15
16. 認可地縁団体Q&A	p. 16

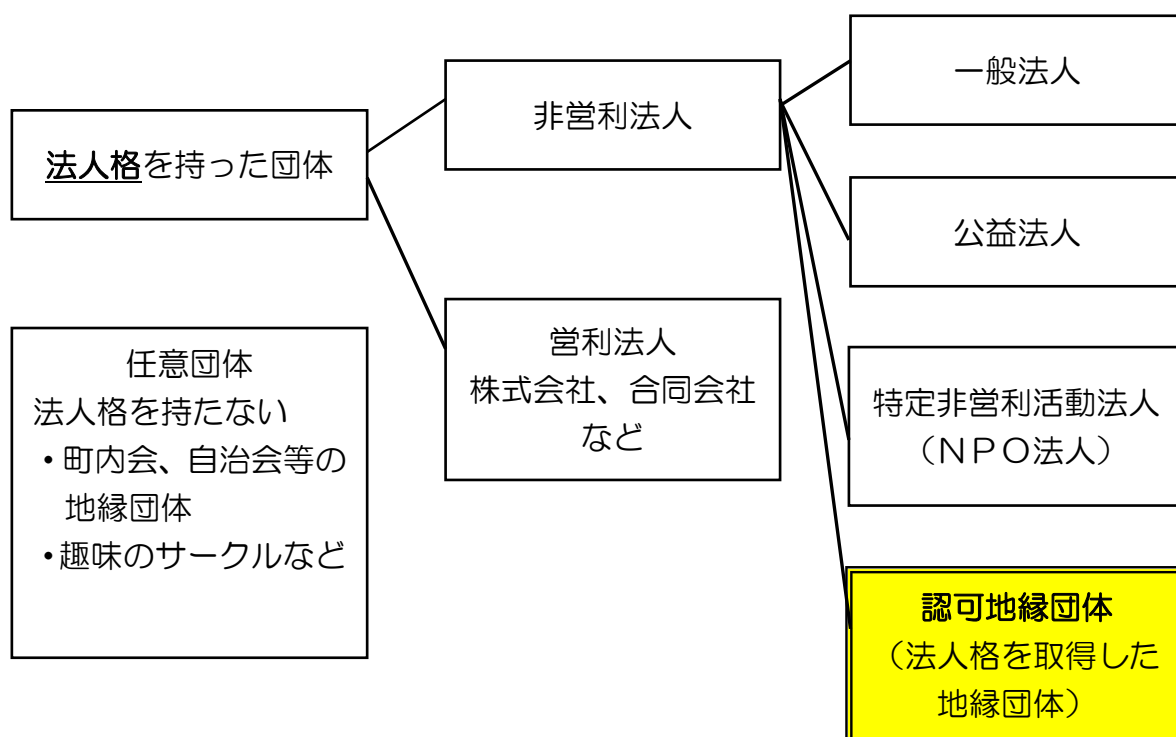
1. はじめに

これまで、町内会・自治会はPTAや青年団などと同じく法的には通常「権利能力なき社団」と位置付けられ、町内会名等では不動産登記等ができませんでした。

これらの団体で所有する集会所等の不動産登記等は、代表者等の個人や共有名義でされていたため、名義人の死亡や転居等により名義変更や相続などの問題が生じていました。

こうした問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法（以下、「法」という。）の一部が改正され、町内会や自治会といった地縁による団体が一定の手続きを行い、市長の認可・告示を受けることで法人格を取得し、団体名義での不動産登記ができるようになりました。

このような一定の手続きにより法人格を取得した団体を「認可地縁団体」といいます。

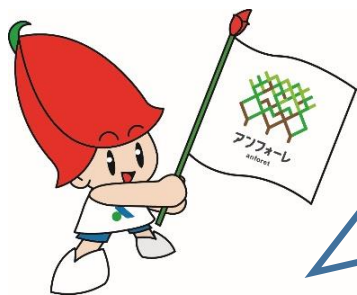


代表者個人又は複数の代表者名義による登記のトラブル例

- ・相続人が多数いるための手続きの遅延
- ・多数人による共有として登記しているため、移転登記を行わないうちに相続人が特定できなくなった。
- ・多数人による共有として登記しているため、登記名義人が転出する都度変更登記をしなければならず手続きが煩雑
- ・登記名義人が死亡し、相続人と地縁による団体との間で所有権等の争いが生じた。

2. 法人化のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>①町内会等の名義で契約や不動産登記などの法律行為が可能 法人格を取得することにより、団体名で不動産の登記が可能となります。これにより、不動産の相続に係るトラブルを避けることができます。 また、個人で行っていた各種契約も町内会等の名義で行うことが可能です。</p> <p>②規約に定める範囲内で権利能力を持つことが可能 財産面だけでなく、目的の範囲内であれば、独立して取引主体あるいは財産の保有主体となることができます。</p>	<p>①規約に定める範囲内で義務を負う 総会の開催や役員を選出等、規約に基づいて運営することとなり、その手続きが従前に比べ煩雑になる場合があります。</p> <p>②不動産登記費用が発生 登記のための登録免許税については、減免措置がないため、登記の際に費用が発生します。</p> <p>③規約に定められた区域外に居住している者は、正会員になれません。 区域外の者は正会員になれず、総会における議決権がありません。</p> <p>④代表者や事務所等に変更があった場合、市へ届出が必要 告示事項（詳しくは7ページ）に変更が生じた場合は、その都度市に届出が必要です。</p> <p>⑤規約の変更には市長の認可が必要 規約の変更の場合、総会での決議後、規約変更の認可を受ける必要があります。</p>



法人格を取得し、認可地縁団体となっても、市との関係性は変わらず、市の指揮監督下に置かれることはありません。

市の行政権限を分担したり、市の下部組織とみなされるようなことはありません。

3. 申請できる団体

申請できる団体は以下の(1)、(2)のいずれも満たす団体です。

(1) 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

申請できない団体	具体例
特定の目的の活動だけを行う団体	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ団体 ・伝統芸能保存会 ・環境美化団体 ・政党団体など
構成員に対して住所以外の特定の条件(年齢や性別など)を要する団体	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ ・子ども会 ・婦人会 ・青年団など

(2) 現に不動産又は不動産に関する権利等を保有しているか、保有する予定があること

○不動産登記法第3条各号に掲げる土地及び建物に関する権利

(例) 所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権

○立木ニ関スル法律第1条第1項に規定する立木の所有権、抵当権

○登記を要する金融資産

(例) 国債、地方債、社債

○その他地域的な共同活動に資する資産

(例) 地域社会の維持形成のために当該地域において実施する除雪車両、福祉車両又は警備車両、船舶等

不動産等を保有する目的がない場合は、認可地縁団体になれません!

(※現金や預金だけを保有する団体、自動車や機械だけを保有する団体など。)





銀行口座を開設するための理由で、認可地縁団体の申請はできますか?

銀行口座を開設するための理由では、認可地縁団体の申請はできません。

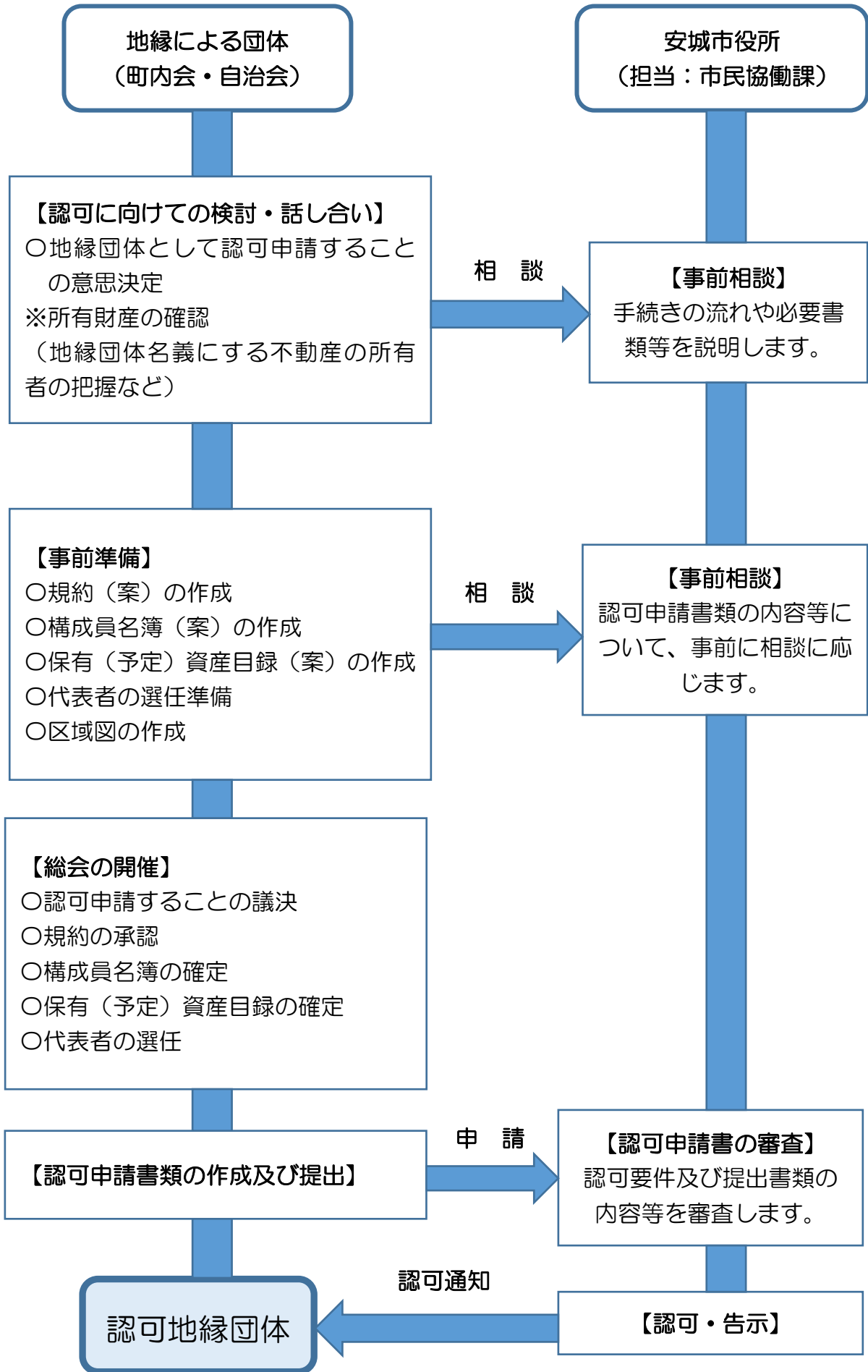


4. 認可の要件

次の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

項目	
①目的	<p>区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。</p> <p>①地域的な共同活動を行うことを目的とすることが、規約に明記されていることが必要です。</p> <p>②地域的な共同活動については、事業報告書等で確認します。</p>
②区域	<p>その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>①当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければなりません。</p> <div data-bbox="411 869 1141 1037" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>認可にあたり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態は適当ではありません。</p> </div> 
③構成員	<p>その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>①区域に住所を有するすべての個人が構成員となれる旨が規約に定められていること。</p> <p>②相当数の者が現に構成員となっていることが構成員名簿で確認できること。</p> <p>③すべての個人とは、年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人全ての意味です。</p> <p>④相当数の者とは、区域住民の過半数とします。</p>
④規約	<p>以下の事項を含む規約を定めていること。</p> <p>(1) 目的 (2) 名称 (3) 区域 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 構成員の資格に関する事項 (6) 代表者に関する事項 (7) 会議に関する事項 (8) 資産に関する事項</p> <div data-bbox="419 1771 1129 2011" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>上記の8つの事項は必ず定める必要がありますが、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。</p> <p>規約の名称自体には制限はありません。</p> </div> 

5. 認可地縁団体認可手続きの流れ



6. 認可申請時の必要書類

	申請書類	留意事項
1	認可申請書	
2	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・法第260条の2第3項に定める事項すべての記載が必要です。 （1）目的（2）名称（3）区域（4）主たる事務所の所在地（5）構成員の資格に関する事項（6）代表者に関する事項（7）会議に関する事項（8）資産に関する事項 ※規約の変更に関する事項、解散に関する事項、残余財産の処分に関する事項についても定めていることが望ましいです。
3	認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・認可を申請する旨を決定した総会議事録で、議長及び議事録署名人の署名があるもの。
4	構成員の名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員全員の氏名、住所を記載したもの。 ・会員でない者は、名簿への記載は不要。
5	保有資産目録 【申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している場合】	様式集6ページ参照
	保有予定資産目録 【申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有しておらず、将来資産を保有することを予定している場合】	様式集9ページ参照 <ul style="list-style-type: none"> ・「取得予定時期」は、認可申請年月日から数か月以内。
6	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	総会に提出する報告書（事業報告書、収支決算書、事業計画書、予算書）
7	申請者が代表者であることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名のあるもの。 ・申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名のあるもの。
8	規約で定める区域を示した図面	<ul style="list-style-type: none"> ・地図等に区域を囲んで表示したものがが必要です。

7. 認可について

認可申請の受理後、書類審査を経て、市長による認可・告示を行い、手続きが完了となり、地縁団体として法人格を得たこととなります。

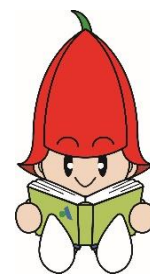
	告示事項
①	名称
②	規約に定める目的
③	区域
④	主たる事務所
⑤	代表者の氏名及び住所
⑥	裁判所による職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 (職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
⑦	代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名)
⑧	規約に解散の事由を定めたときは、その事由
⑨	認可年月日



「告示」とは何ですか？

行政機関が一定の事項を広く市民に周知させる行為のうち、「法令、条例又は規則に基づいて公示するもの」を言います。

認可地縁団体の告示は地方自治法で規定されています。



告示事項に変更があった場合は、
どうすればいいですか？

代表者や主たる事務所が変更した時など、告示事項に変更
があった場合は、市への届け出が必要となります。

※毎年、代表者が変わる場合は、毎年届け出が必要です！



8. 認可後の地縁団体について

認可を受けた地縁団体は、規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負います。

権 利	団体名義で資産登記できる権利 ・不動産をはじめとする資産の登記が可能となります。ただし、登記には費用（登録免許税、司法書士に依頼した場合の報酬等）が発生します。
	団体名義で法律行為ができる権利 ・団体名義で契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。
義 務	（１）告示事項の変更 ・告示された事項に変更があった場合、市長への届け出が必要になります。告示事項は、名称・規約に定める目的・区域・主たる事務所・代表者の氏名及び住所などが該当します。
	（２）規約の変更 ・規約を変更する場合には、市長の認可が必要となります。
	（３）財産目録の作成と備え置き ・認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければなりません。
	（４）構成員名簿の備え置き ・構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければなりません。（ただし、市への報告、提出は必要ありません。）
	（５）総会の開催 ・認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う認可地縁団体における総会等の開催方法の取扱いについて

総務省自治行政局市町村課
事務連絡（令和2年3月19日）

問 新型コロナウイルスの感染症の拡大を受けて、認可地縁団体の総会等の開催方法について、どのように対応すればよいでしょうか。

答 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならないとされていますが（法第260条の13）、総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることが可能とされています（法第260条の18第2項）。

なお、認可地縁団体の構成員は多数に及ぶことに留意が必要ですが、例えば、総会に出席せず、書面で、又は代理人によって表決をする構成員が相当数見込まれる状況において、実際に集まらずとも、出席者が一堂に会するのと同様に、相互に議論できる環境であれば、Web会議、テレビ会議、電話会議などにより総会を開催することも可能と解されます。

9. 印鑑登録・印鑑登録証明書の発行・認可地縁団体証明書の発行について

(1) 認可地縁団体の印鑑登録【受付窓口：安城市役所市民協働課】

認可地縁団体は、団体名義で印鑑登録を行うことができます。

※1 認可地縁団体につき1個に限ります。

① 印鑑登録に必要なもの

- ・ 認可地縁団体印鑑登録申請書（様式集27ページ）
- ・ 認可地縁団体として登録する印鑑（団体印）
- ・ 代表者個人の登録印（代表者の実印）

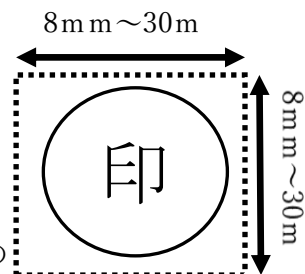
② 登録できない印鑑

- ・ ゴム印その他の印鑑でその形態が変形しやすいもの
- ・ 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの
- ・ 印影の大きさが1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの
- ・ 印影を鮮明に表しにくいもの
- ・ その他登録を受けようとする認可地縁団体として適当でないもの

③ 登録した印鑑を廃止する場合

- ・ 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式集31ページ）
- ・ 廃止する認可地縁団体の印鑑
- ・ 代表者個人の登録印（廃止しようとする認可地縁団体の印鑑を紛失した場合）

安城市認可地縁団体印鑑の
登録及び証明に関する条例



(2) 各種証明書の発行

ア 認可地縁団体証明書

不動産登記をする際、地縁団体証明書（地縁団体告示事項証明書）が必要となります。認可地縁団体の台帳の写しをもって交付します。

【受付窓口】 安城市役所市民協働課

【必要なもの】 地縁団体告示事項証明書交付請求書

【手数料】 1通200円

【その他】 どなたでも請求可

イ 認可地縁団体印鑑登録証明書

不動産登記をする際、印鑑登録証明書が必要となる場合があります。

【受付窓口】 安城市役所市民協働課

【必要なもの】 ・ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

※申請書に当該認可地縁団体印鑑の押印が必要です。

【手数料】 1通200円

【その他】 代表者本人のみ請求可

10. 認可地縁団体に係る各種税金について

認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条6号に規定する公益法人等とみなされます（法第260条の2第16項）。

※認可地縁団体の各種届出

提出先		認可地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合（※1）	収益事業を行う場合（※1）
市税	安城市役所市民税課	・法人設立等に関する報告書	・法人設立届出書 ・収益事業開始届出書
県税	愛知県西三河県税事務所	・法人の設立等に関する報告書 ・団体印又は代表者印 ・団体規約	・法人の設立等に関する報告書 ・国税の「収益事業開始届出書」の写し
国税	刈谷税務署	・法人の設立等に関する届出書 ・団体印又は代表者印 ・団体規約	・法人の設置等申告書 ・国税の「収益事業開始届出書」の写し

（※1）収益事業の範囲は、法人税法施行令第5条で業種が定められています。収益事業に該当するかどうかについては税務署にお問い合わせください。

認可地縁団体の税金の取り扱いについては、以下のとおりです。なお、減免措置を受けるための申請手続き等、詳細についてはそれぞれご確認ください。

※認可地縁団体の税金の取り扱い

税の種類		認可地縁団体の認可を受けた法人		担 当
		収益事業を行わない場合 (※1)	収益事業を行う場合(※1)	
市税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・法人税割課税	安城市役所 市民税課
	固定資産税	評価額で課税 減免措置あり (※2)	評価額で課税	安城市役所 資産税課
県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・法人税割課税	西三河県税事務所
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	課税 減免措置あり (※3)	課税	
国税	法人税	非課税	課税	刈谷税務署
	登録免許税 (※4)	課税	課税	

(※1) 収益事業の範囲は、法人税法施行令第5条で業種が定められています。収益事業に該当するかどうかについては税務署にお問い合わせください。

(※2) 公共の用に供する建物及びその敷地について、対象となる場合があります。詳しくは安城市役所資産税課にお問い合わせください。

(※3) 自治会等住民が組織する地域団体が、専ら公共の用に供する集会所等を取得した場合については、申請により減免できる場合があります。詳しくは、県税事務所にお問い合わせください。

(※4) 登録免許税は、登記の原因により税額が異なります。詳しくは、刈谷税務署にお問い合わせください。

1 1. 登記手続きについて

(1) 法人登記

法務局への法人登記は必要ありません。地縁団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれにかえることとなります。

(2) 不動産登記

不動産を新しく登記する場合や団体名義に移転する場合には、法務局での手続きが必要となります。その際には登録免許税がかかります。

不動産登記をする際に必要となる「地縁団体証明書（地縁団体告示事項証明書）」は市役所市民協働課で交付しますが、必要書類などは法務局に確認してください。



※個人名義から地縁による団体への所有権移転登記

所有権移転登記の原因 ⇒「委任の終了」

所有権移転日付 ⇒市町村長の認可の日

※認可地縁団体は、下記のような登記事項に変更があったときは、変更登記をすることとなります。

①保有資産（不動産）の増減

②登記名義人の変更（団体の名称及び所在地の変更）

※代表者の変更は、登記事項ではないので、変更登記の必要はありません。

1 2. 告示事項変更手続き【告示事項の変更（法第260条の2第11項）】

告示された事項（7ページ）に変更があった場合、市へ変更の手続きが必要です。市が告示手続きを行い、完了となります。

【提出書類】

①告示事項変更届出書（様式集15ページ）

②承諾書（様式集12ページ）※代表者変更の場合

③告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会議事録の写し）

(1) 総会による決議

(2) 告示事項変更届出書の提出

(3) 告示事項変更の告示

※代表者の任期満了による交代や任期満了後に同じ人が再任される場合に届出が必要です。

1 3. 規約変更手続き【規約の変更（法第260条の3第2項）】

規約を変更する場合は、市長の認可が必要です。なお、規約の変更内容が名称・区域・事務所など告示された事項の場合は、別途「告示事項変更届出書」が必要です。

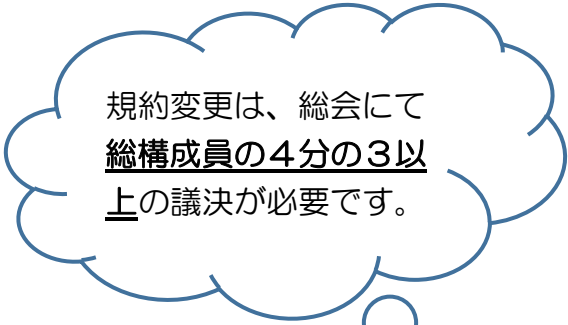
地縁による団体（町内会・自治会など）

市役所

【市への事前相談】

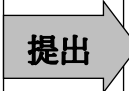
総会の開催及び決議
規約の変更について、総会において会員の議決を得る
総会で変更事項が議決されたことを証する書類の作成
★規約変更事項及び規約で定める割合以上で議決を得たことを明記
★議長・議事録署名人の署名が必要

(法第260条の3、法施行規則第22条)

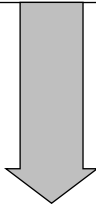


規約変更認可申請書の提出
【提出書類】
規約変更認可申請書（様式集16ページ）
議事録（議長・議事録署名人の署名）
規約変更の内容及び理由を記載した書類（議事録に記載があれば省略可）
変更前と変更後の規約（全文、写し可）
規約の新旧対照表

(法第260条の3、法施行規則第22条)

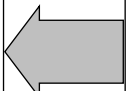


【市民協働課】
書類審査
決裁



告示事項変更届出書の提出
規約を変更することにより、告示事項に変更がある場合は、更に告示事項変更届出書の提出が必要です。
【告示事項】
① 地縁団体の名称
② 規約に定める目的
③ 区域
④ 事務所所在地
⑤ 代理人の有無
⑥ 規約に定める解散の事由

(法第260条の2第10項、第11項、第13項、法施行規則第19条、第20条)



申請者（代表者）に通知
規約の変更が認可されたことを通知します。

1 4. 認可の取り消しと解散

(1) 認可の取り消し（法第260条の2第14項）

次の事項に該当する場合、認可を取り消すことがあります。

- ① 4つの認可要件（4ページ）のいずれかを欠くこととなったとき
- ② 不当な手段により認可を受けたとき



例えば・・・

- ① 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等の変更したとき。
- ② 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき。
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めていないこととしたとき。
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき。
- ⑤ 地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき。

(2) 解散（法第260条の20）

次の事項に該当する場合、認可地縁団体は解散となります。

- ① 規約で定めた解散事由の発生
- ② 破産手続き開始の決定
- ③ 認可の取消し
- ④ 総会の決議

※総構成員の4分の3以上の賛成が必要です。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

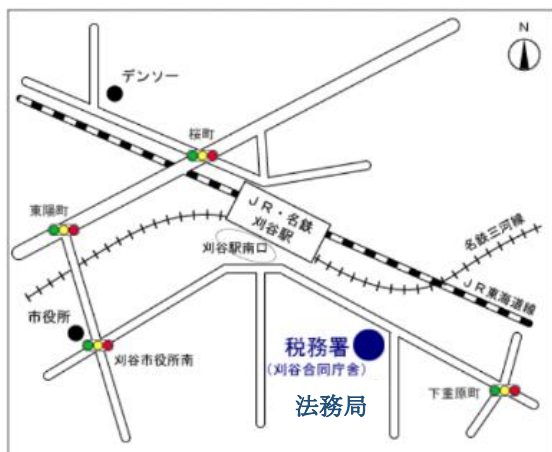
- ⑤ 構成員が欠けたこと

※破産、解散及び清算については、裁判所の監督の下に所定の手続きを進めることとなります。

15. 手続き窓口の連絡先一覧

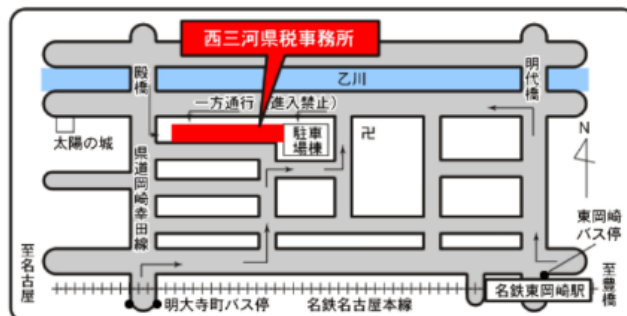
機関名	連絡先	項目
刈谷税務署	〒448-8523 刈谷市若松町 1-46-1 (刈谷合同庁舎) 電話 0566-21-6211	法人税 登録免許税
名古屋法務局刈谷支局	〒448-0858 刈谷市若松町 1-46-1 (刈谷合同庁舎) 電話 0566-21-0086	不動産登記
愛知県西三河県税事務所	〒444-8503 岡崎市明大寺本町 1-4 (西三河総合庁舎内) 電話 0564-27-2713	法人県民税 法人事業税
	電話 0564-27-2715 電話 0564-27-2764	不動産取得税
安城市役所 市民協働課地域振興係	〒446-8501 安城市桜町 18-23 電話 0566-71-2218	地縁団体の認可 地縁団体証明書、印鑑登録・印鑑登録証明書
安城市役所 資産税課土地係・家屋係	電話 0566-71-2256 (土地係) 0566-71-2215 (家屋係)	固定資産税
安城市役所 市民税課市民税係	電話 0566-71-2214	法人市民税

刈谷税務署及び法務局刈谷支局



JR、名鉄刈谷駅南口から徒歩3分

愛知県西三河県税事務所



16. 認可地縁団体Q&A

- Q1 自治会の区域に飛地があったとしても、認可の対象となりますか。
- A1 区域の隣接性は必ずしも必要ではなく、飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば認可の対象となり得ます。
- Q2 不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか。
- A2 不動産などを保有する目的がない場合は認可できません。
現に不動産等保有している場合はもちろんのこと、認可後に不動産等確実に保有すると認められる場合は認可の対象となります。認可後に不動産を保有する場合、保有予定資産目録により、不動産等を確実に保有することを確認します。
- Q3 自治会機能を併せ持つマンション管理組合は、地縁による団体として認可の対象となりますか。
- A3 マンションの管理組合等の団体は、構成員が区分所有者という特定の属性を必要とするものであることから、認可の対象とはなりません。
- Q4 良好な地域社会の維持及び形成に資する活動とは、具体的にはどのような活動ですか。
- A4 その区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、寝たきり老人への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等が考えられます。
- Q5 外国人であっても地縁による団体の構成員になり得ますか。
- A5 地縁による団体の構成員は、自然人たる住民であり、外国人であっても、住民であれば地縁による団体の構成員として含まれます。
- Q6 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。
- A6 認可地縁団体の構成員は、個人として捉えることとなっており、世帯で捉えることはできませんので、会員は各々1個の表決権を有することとなります。

構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別、年齢等を問いません。

構成員は世帯で捉えるのではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。



- Q7 未成年者を構成員から除外することは可能ですか。
- A7 未成年者等制限行為能力者であることをもって構成員から除外することはできません。

なお、未成年者等制限行為能力者の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなる場合もあります。

Q 8 構成員に法人を含むことはできますか。

A 8 地域社会における近隣関係の中心は、やはり活動の主体である人と人とのつながりにあるものであることから、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられ、構成員とはなり得ません。

なお、法人は、団体に対して様々な支援を行う関係から「表決権を持たない賛助会員」として位置付け、活動に参加することは可能です。

Q 9 現に構成員となっている者の「相当数」とはどれくらいをいうのですか。

A 9 一般的には当該区域の住民の過半数が構成員となっている場合には、おおむねこの要件を満たすものと考えられます。

Q 10 地縁による団体の規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定事項の決定を役員会で処理することは可能ですか。

A 10 保有財産の処分等当該団体の本質的な部分を左右する事項を除き、構成員の利害にさほど影響のない一定の事項を役員に委任することは可能です。

なお、この場合にはその旨を規約に明記しておくことが必要です。

Q 11 地縁団体の保有財産の一部に神社の祠や墓地がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

A 11 地縁団体は、公共団体ではなく、「一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」のため、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定との関係が生じることはありません。

また、地方自治法においても特段の規定も設けられていないことから、神社の祠等の宗教的色彩のある資産も地縁団体の保有資産となりうるものです。

Q 12 地縁による団体を特定の政党のために利用することは禁止されていますが、これは会員個人の政治支援活動までも禁止されることとなるのですか。

A 12 構成員個々人が特定政党や政治家を支援することまでも制限するものではありません。

Q 13 認可を受けた地縁による団体が、その区域を構成する住民の意見の対立により2つの団体に分裂した場合、認可は取り消されることとなりますか。

A 13 認可地縁団体が分裂した場合、法第260条の2第2項の要件を欠くことになるので、市は同条第14項の規定に基づいて認可を取り消すこととなります。

Q 14 構成員が、死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできますか。

A 14 持分の返還を主張することはできないものと解されています。